

白馬村立小中学校体験入学に関する取扱要綱

（ 令和 6 年 9 月 3 0 日 ）
白馬村教育委員会告示第 5 号

（趣旨）

第 1 条 白馬村立小中学校（以下「学校」という。）における体験入学に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この要綱において、「体験入学」とは就学年齢に達した者が、次の理由により短期間（第 5 条の期間をいう。）学校で教育活動を体験する場合をいう。

- （1） 当該児童生徒の父母いずれかが過去において白馬村に 1 年以上住民登録（平成 24 年 7 月 9 日以前の制度における外国人登録含む。）をしていた場合
- （2） 当該児童生徒が過去に村内の幼稚園、保育園、小中学校に 1 年以上在籍していた場合
- （3） 上記のいずれにも該当しないが 1 年以内に当該児童・生徒を含むその世帯が白馬村に移住を予定している場合
- （4） その他特に白馬村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるとき。

（申請）

第 3 条 体験入学を希望する保護者（以下「申請者」という。）は、体験入学申込書（様式第 1 号。以下「申込書」という。）に必要事項を記入し、誓約書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（許可・不許可の決定）

第 4 条 教育委員会は、申込書の提出があったときは、学校の実情を考慮し、学校長と協議してその許可を決定するものとする。

2 教育委員会は、体験入学の許可を決定した場合には、体験入学許可（不許可）通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（期間）

第 5 条 体験入学の期間は、原則として 1 か月を超えないものとする。

(承認条件)

第6条 教育委員会は、体験入学を承認する条件を次のとおり定める。

- (1) 入学後においては、学校長の指示に従うこと。
- (2) 登下校及び学校生活を含めて、全て申請者の責任で通学させること。
- (3) 学校の給食費、教科書の購入費、その他教育上必要と認めた経費は、申請者が負担すること。

(体験入学の取消)

第7条 教育委員会は、教育活動又は学校運営に支障をきたすと判断した場合においては、学校長と協議し、体験入学の実施を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

体 験 入 学 申 込 書

年 月 日

白馬村教育委員会 宛
学校長 宛

保護者 住所
氏名
連絡先（TEL）

下記のとおり、白馬 学校への体験入学を申し込みします。

記

児童生徒氏名

生年月日・性別	年	月	日（	歳）	男・女
体験を希望する学年	第	学年			

児童生徒氏名

生年月日・性別	年	月	日（	歳）	男・女
体験を希望する学年	第	学年			

現 住 所

日本国内における住所

北安曇郡白馬村大字

就学希望期間

年	月	日から
年	月	日まで

就学を希望する理由

誓 約 書

年 月 日

白馬村教育委員会 宛
学校長 宛

保護者 住所
氏名

子 _____ 及び 子 _____ が

体験入学をするにあたって、白馬村教育委員会から付される受け入れ条件を遵守することを誓約します。

体 験 入 学 許 可（不許可）通 知 書

様

下記のとおり白馬 学校への体験入学を許可（不許可）します。

記

氏 名

生年月日

現 住 所

日本国内における住所

受入学年 第 学年

体験期間 年 月 日から
年 月 日まで

（受入条件 裏面のとおり）
（不許可理由 ）

令和 年 月 日

白 馬 村 教 育 委 員 会

体験入学受入条件

1. 学校内での生活は、校長等の指示により他の児童生徒との協調を第一とすること。
2. 白馬村教育委員会及び学校では、学校の内外における生活に際して通訳を雇用して利便を図ることは行わない。
3. 体験入学にあたり、学校で必要となる経費は、保護者の負担とする。
4. 体験入学中に学校内外において不測の問題が生じた場合、負傷及び疾病により処置を要する場合等は、学校は応急的対応を行うものとし、責任は保護者が負うものとする。
5. 上記の条件に反した場合及び白馬村教育委員会が体験入学生として適当でないと認める行為があった場合は、許可を取り消すものとする。